

し尿の処理、汚泥の処理及び浄化槽等の清掃手数料口座振替（自動払込）
事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号。以下「条例」という。）に規定する、し尿の処理、汚泥の処理及び浄化槽等の清掃手数料（以下「手数料」という。）を口座振替又は自動払込（以下「口座振替」という。）の方法により収納する場合の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）取扱金融機関 川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「規則」という。）第21条、第22条及び第23条に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関で川崎市が取扱を依頼した金融機関とする。
- （2）取りまとめ店 規則第25条に規定する取りまとめ店をいう。

（納付義務者）

第3条 対象者は、条例第42条第1項に規定する、し尿、汚泥、浄化槽等に係る清掃手数料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）とする。

（指定預貯金口座）

第4条 手数料を口座振替の方法により収納する場合の口座は、納付義務者が取扱金融機関に設けた普通預金口座、当座預金口座又は通常貯金口座のうち納付義務者の指定した一口座（以下「指定預貯金口座」という。）とする。

（口座振替の申込手続）

第5条 取扱金融機関は、納付義務者から口座振替の方法による手数料の納付の依頼を受けたときは、所定欄に必要事項が記載され、口座届出印が押印された口座振替納付依頼書兼取消届（自動払込利用申込書）（第1号様式。以下「依頼書」という。）、口座振替納付届兼取消届（自動払込受付通知書）（第2号様式。以下「納付届」という。）及び口座振替納付届兼取消届（自動払込利用申込書）（第3号様式。以下「依頼者控」という。）を提出させ、記載事項を確認した上で、所定欄に取扱金融機関の受付店日附印を押印した後、納付義務者に依頼者控を返付しなければならない。ただし、株式会社りそな銀行の場合は、口座届出印の押印は不要とする。また、株式会社ゆうちょ銀行の場合は、新規申込のみとする。

- 2 取扱金融機関は、納付届を遅滞なく取りまとめ店を経由して、川崎市に送達しなければならない。
- 3 納付義務者は、Web 口座振替受付サービスを利用して、口座振替による納付又は振替方法の変更を希望するときは、Web 口座振替受付サイトから取扱金融機関のサイトを介して入力したデータ（以下「届出データ」という。）を送信するものとする。ただし、株式会社みずほ銀行の場合は、Web 口座振替受付サービスは口座振替の新規受付サービスのため、振替方法の変更はできない。

（振替日）

第6条 取扱金融機関は、川崎市の依頼に基づき、毎月末日に手数料を指定預貯金口座から振り替えるものとする。ただし、振替日が取扱金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を振替日とする。

（口座振替の開始日）

第7条 川崎市は、取扱金融機関において、納付届により毎月 20 日までに受け付けたものについては翌月から、前条に定めるところにより、口座振替の取扱いを開始するものとする。

（口座振替関係依頼書等の交付）

第8条 川崎市は取りまとめ店に納付書（第 5 号様式）を交付するものとする。交付方法については、別途定めるものとする。

- 2 川崎市は、収集計画課（以下「主管課」という。）において納付届に基づき、口座振替の内容を記録した口座振替依頼データを作成し、取扱金融機関に対して総合行政ネットワーク「LGWAN」を使用し、口座振替依頼データを振替日の 10 営業日前から 6 営業日前までにデータ伝送中継機関に、データ伝送中継機関は振替日の 4 営業日前までに取扱金融機関に送信するものとする。
- 3 川崎市が各納付義務者の口座振替を停止する場合は、川崎市し尿等処理手数料口座振替納付停止依頼書（第 8 号様式及び第 9 号様式。以下、「口座振替納付停止依頼書」という。）を作成し、振替日の 5 営業日前までに取扱金融機関に送付するものとする。

（振替手続）

第9条 取扱金融機関は、第 6 条に規定する振替日に、指定預貯金口座から電子データに記録された金額を振り替えて収納し、これを規則第 29 条第 3 項に規定する期日までに、取りまとめ店に設けた川崎市名義の普通預金口座又は振替口座に納付書をもって受け入れなければならない。

- 2 取扱金融機関は、前条第 3 項に規定する口座振替納付停止依頼書が交付されたときは、

口座振替納付停止依頼書により指定された月日以降の振替を停止するものとする。ただし、株式会社横浜銀行と株式会社りそな銀行の場合は指定された月の振替を、株式会社三井住友銀行の場合は指定された月日の振替を停止するものとする。

(振替後の処理)

第 10 条 取扱金融機関は、伝送サービスによる口座振替の手続きを完了したときは、別表に定める振替結果コードを記録した電子データを振替日の翌 3 営業日までに伝送サービスにより用意し、主管課は伝送データ伝送中継機関を通じて電子データを受信する。

(口座振替の取消手続)

第 11 条 取扱金融機関は、納付義務者から、第 5 条第 1 項に規定する様式により口座振替等の変更又は取消の届出を受けたときは、記載内容を確認した上で、所定欄に取扱金融機関の受付店日附印を押印した後、納付義務者に依頼者控を返付しなければならない。ただし、楽天銀行株式会社の場合は、納付義務者が楽天銀行株式会社のカスタマーセンターに問い合わせ、口座振替設定の取消の旨を申出なければならない。申出後に楽天銀行が郵送する「口座振替解約届」を用いて設定の取消を行うものとする。

2 取扱金融機関は、納付届及び届出データを遅滞なく取りまとめ店を経由して、川崎市に送達しなければならない。

(協議)

第 12 条 川崎市は、この要綱について変更を必要とした場合は、取扱金融機関との協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は決裁の日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

別表（第10条関係）

振替不能区分

内容	表示
資金不足	1
取引なし	2
預金者の都合による振替停止	3
預金口座振替依頼書なし	4
照合相違（ゆうちょ銀行のみ使用）	7
川崎市の都合による振替停止	8
その他	9

ただし、「8」と他の振替不能区分が競合した場合は、「8」を優先する。

様式目次

様式目次	名称	関係規定
1	口座振替納付依頼書兼取消届（自動払込利用申込書）	第5条第1項
2	口座振替納付届兼取消届（自動払込受付通知書）	第5条第1項
3	口座振替納付依頼書兼取消届（自動払込利用申込書）	第5条第1項
4	口座振替開始（変更）のお知らせ	第7条第2項
5	収納済通知書 ^納	第8条第1項
6	口座振替請求及び振替結果総括書	第8条第1項
7	口座振替明細書	第8条第1項
8	口座振替納付停止依頼書	第9条第2項
9	口座振替納付停止依頼書（ゆうちょ銀行用）	第9条第2項